

○厚生労働省告示第二百六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号へ及び第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和三十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号へ及び第二十一条第三号への規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月十八日から適用する。

平成三十年四月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 第1部～第4部 (略) 第5部 追 補 (1) 内 用 薬 品 名 規 格 単 位	別表 第1部～第4部 (略) (新設)
<u>(あ)</u> アトーゼット配合錠HD アトーゼット配合錠LD	1錠 1錠 177.00 177.00
<u>(く)</u> グーフイヌ錠5mg	5mg 1錠 105.80
<u>(さ)</u> サチユロ錠100mg	100mg 1錠 21,872.50
<u>(し)</u> シダキュアスギ花粉舌下錠2,000 JAU シダキュアスギ花粉舌下錠5,000 JAU	1錠 1錠 57.70 144.10
<u>(ね)</u> ネキシウム懸濁用顆粒分包10mg ネキシウム懸濁用顆粒分包20mg	10mg 1包 20mg 1包 80.60 140.30
<u>(り)</u> リムパーザ錠100mg リムパーザ錠150mg	100mg 1錠 150mg 1錠 3,996.00 5,932.50

		<u>(れ)</u>		
	レキササルチン錠 1mg		1mg 1錠	268.90
	レキササルチン錠 2mg		2mg 1錠	509.20
	注 射			
	品 名	規 格 単 位	薬 価	円
		<u>(い)</u>		
	イヌトダックス点滴静注用10mg	10mg 1瓶 (溶解液付)	109,753	
	イブリーフ静注20mg	20mg 2ml 1瓶	13,012	
		<u>(て)</u>		
	テセントリク点滴静注1200mg	1,200mg 20ml 1瓶	625,567	
	デュピクセント皮下注300mgシリンジ	300mg 2ml 1筒	81,640	
		<u>(な)</u>		
	ナルベイン注2mg	2mg 1ml 1管	725	
	ナルベイン注20mg	20mg 2ml 1管	6,340	
		<u>(ふ)</u>		
	フアセンラ皮下注30mgシリンジ	30mg 1ml 1筒	351,535	
		<u>(へ)</u>		
	ベスポンサ点滴静注用1mg	1mg 1瓶	1,307,092	
	品 名	規 格 単 位	薬 価	円
		<u>(あ)</u>		
	アレサガテープ4mg	4mg 1枚	67.50	
	アレサガテープ8mg	8mg 1枚	93.10	

(療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正)

第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 投薬期間に上限が設けられている医薬品</p> <p>(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 新医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。)</p> <p>ニ であつて、使用薬剤の薬価(薬価基準)への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年(厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間)を経過していないもの(次に掲げるものを除く。)</p> <p>コ ム ク ロ シ ャ ン プ ー 〇 ・ 〇 五 %、カナリア配合錠、アト</p> <p>ーゼット配合錠HD及びアトーゼット配合錠LD</p> <p>(二)・(三) (略)</p>	<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 投薬期間に上限が設けられている医薬品</p> <p>(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 新医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。)</p> <p>ニ であつて、使用薬剤の薬価(薬価基準)への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年(厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間)を経過していないもの(次に掲げるものを除く。)</p> <p>コ ム ク ロ シ ャ ン プ ー 〇 ・ 〇 五 %及びカナリア配合錠</p> <p>(二)・(三) (略)</p>